

令和5年11月21日開会  
令和5年11月21日閉会

第779回湯川村農業委員会  
定例総会会議録

湯川村農業委員会

## 第 7 7 9 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 会 議 録

第 7 7 9 回湯川村農業委員会定例総会を令和 5 年 1 1 月 2 1 日湯川村役場に召集した。

### 1. 出席農業委員（8人）・出席推進委員（6人）

|       |           |       |         |
|-------|-----------|-------|---------|
| 1 番   | 小 沼 幸 子   | 2 番   | 佐 藤 敬 一 |
| 3 番   | 山 田 誠 一 郎 | 4 番   | 兼 子 房 男 |
| 5 番   | 山 口 栄 子   | 6 番   | 真 壁 澄 男 |
| 7 番   | 中 島 仁     | 8 番   | 高 木 伸 也 |
| 1 0 番 | 渡 部 正 美   | 1 1 番 | 三 瓶 恵 美 |
| 1 2 番 | 吉 田 守     | 1 3 番 | 高 橋 勝 彦 |
| 1 4 番 | 中 島 和 裕   | 1 5 番 | 大 場 忠 重 |

### 2. 欠席農業委員（0人）・欠席推進委員（1人）

9 番 鈴 木 明 美

### 3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 大 場 祐 一 石 田 弘 恵

### 4. 本日の会議の案件

- 議案第 2 0 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 2 1 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

### 5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

議 長 皆さん、おはようございます。完全に秋作業も終わり皆さん一息ついていらっしゃるかなと思います。今日は、この後研修会ということで山形県酒田市の方へ行く予定でありますので、怪我のないように行って来たいと思いますので、会議の方も出来る限り早めに終わって、出発できる体制を取りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

本日の出席状況でございますが、農業委員については欠席の報告を受けておりません。農地利用最適化推進委員からは、9 番委員より欠席の報告を受けております。農業委員 8 名中 8 名出席しておりますので本日の会議は成立しております。

只今より第 779 回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議 長 日程第 1、会期の決定について、をお諮りいたします。

3 番委員 会期は本日一日限りとしたいと思います。

議 長 只今3番委員から「会期を本日1日限りとする。」提案がありました。ご異議  
ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認め、会期を本日一日限りといたします。

議 長 日程第2、会議録署名人の決定についてをお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議 長 議長一任ということで、私の方から指名させていただきます。本日の会議録  
署名人に3番委員と4番委員の両名をお願いいたします。

議 長 日程第3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局長 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議 長 これで会務の報告を終わります。

議 長 日程第4、議案第20号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、  
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事務局 2ページにより、議案第20号を朗読。続けて3ページを説明。

整理番号1番について説明いたします。権利の種類につきましては所有権移  
転です。譲渡人については、■■■■■にお住いの■■■■■さん、譲受人は、  
■■■■■集落の■■■■■さんです。申請地は大字■■■■■字■■■■■番、■■■■■番の2筆です。  
登記地目、現況地目畑、2筆合計の面積■■■■■㎡です。申請内容及び契約内容で  
ありますが、設定の時期は許可の日、期間は永年、土地の引き渡し時期は、許  
可の日です。申請農地は、譲渡人から、農地全てを処分したい意向があり中間  
管理機構を通して■■■■■さんに田を買って頂くので、この畑2筆をもらって頂け  
ないか。という打診があり今回申請に至ったものであります。この申請農地に  
つきましては、登記畑であります、以前から耕作はされておらず、数年前から、  
■■■■■地区の多面的機能支払交付金事業で活用されている農地であります。  
多面的機能支払交付金事業の代表者には、土地所有者から所有権を移転したい  
旨の説明がなされております。譲受人に確認したところ、多面的機能支払交付  
金事業での契約期間までは、多面で活用しそれ以後は、蕎麦を作付けるとのこ  
とでした。今回の所有権移転では、所有者が不在地主から村内の所有者に移転  
するものであり、さらには今後農地として利用されるため農業委員会として  
は、最適であると考えます。

譲受人は認定農業者であり常時農作業に従事しております。譲受人の経営面積  
は■■■■■㎡でございます、経営農地すべてを耕作しております。また、  
農業機械については、トラクター1台、ダンプ1台等を所有しております。申  
請地の場所につきましては、4ページに位置図を添付しており、ピンク色の部  
分が整理番号1番であります。5ページには公図を添付しており赤色で塗られ  
ている部分でございます。

つづきまして、6ページをお開きください。整理番号2番について説明いたし

ます。権利の種類につきましては所有権移転です。譲渡人については、  
にお住いのさん、譲受人は集落のさんです。申請地は大字字他6筆ありまして合計で7筆です。登記地目、現況地目田、7筆合計面積㎡です。申請内容及び契約内容であります。設定の時期は許可の日、期間は永年、土地の引き渡し時期は、許可の日です。申請農地は、昨年12月に相続により譲受人が土地所有者になりまして、農地を売りたい意向があり、申請農地を20年以上借り受けて耕作されている譲受人と両者間で協議がなされ売買の申請に至ったものです。譲受人は、認定農業者であり、常時農作業に従事しております。譲受人についての経営の状況等ですが、整理番号1番の案件で説明したとおりであります。また、農業機械については、トラクター1台、田植機1台、コンバイン2台、乾燥機2台を所有しております。申請地の場所につきましては、4ページに位置図、7ページから9ページには公図を添付しており赤色で塗られている部分でございます。議案第20号整理番号1番、2番の案件につきまして、申請書及び営農計画書、現地調査から農地法第3条第2項の規定の許可審査基準の不許可の項目に該当がありませんでした。説明は以上です。

議長 只今の事務局説明に関連して担当の委員からの報告をお願いします。まず初めに整理番号1番につきまして6番委員をお願いします。

6番委員 別紙農地法第3条第1項の許可申請に伴う調査報告書を朗読して報告した。  
(報告内容は割愛)

議長 続きまして、整理番号2番につきまして、10番委員をお願いします。

10番委員 別紙農地法第3条第1項の許可申請に伴う調査報告書を朗読して報告した。  
(報告内容は割愛)

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

14番委員 整理番号2番についてですが、田んぼ7筆の売買であります。周辺の耕作者は誰か把握しておりますか。本来なら効率化を考えると周辺の方にも確認するなり湯川村で効率化を推進しているわけですから、田んぼの周辺は同じ人が耕作しているかどうか確認したい。

事務局 隣接農地の所有者及び耕作者について事務局で把握しております。今回の売買は、農地法3条によるものですので、譲受人と譲渡人が連名による申請であり、また譲受人はこの農地を十数年来耕作しているわけですので、周辺農地に与える影響について特段問題はないと考えます。土地所有者から売買したいんで、買ってくれる方を探してほしい旨の相談があったものではなく、事務局から隣接の所有者及び耕作者に対し売買の情報を提供をするのは、個人情報漏洩になりますのでお話ししておりません。公図により周辺農地の状況や土地所有者及び耕作者について説明。

14番委員 了解しました。

議長 他に質疑はありませんか。質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか。

10番委員 議案第20号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実に相違なく、農地法第3条第2項に該当しないので許可したいと思います。

議長 これより、議案第20号を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第20号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを採決いたします。

議長 議案第20号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第4、議案第21号、農用地利用集積計画の決定(利用権設定)について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 それでは、10ページをお開きください。議案第21号、農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を議案書10ページにより朗読。11ページを説明。今回の案件は、再設定が2件であります。

整理番号1番の内容の詳細を説明し、最後に旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えを述べた。

議長 これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番委員 整理番号1番、2番の案件に係る水利費についてですが、いくらでしょうか。

事務局 水利費につきましては、10aあたり■■■■円です。

4番委員 13ページに利用権設定の共通事項が載っていますが、(9)の目的物を効率的かつ適正に利用しなくてはならないと記載がありますが、田んぼは適正に管理しなくてはならないと思います。利用権設定について、借受人に十分に説明しているのかどうかお聞きします。

事務局 新規の方は、農業委員会に相談に来庁されるので、面談で利用権設定の制度や水利費等についての説明をしっかりと行っていると考えております。再設定の方には、更新の通知を送付する際に利用権設定について及び共通事項についての文書を土地所有者及び耕作者に送付しております。事務局としても徹底した肥培管理をお願いして参りますので、委員の方々におかれましても、是非、徹底した管理をして頂くようにお声かけ頂きたいと思っております。

議長 他に質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか。

11 番委員 議案第 21 号農用地利用集積計画の決定について意見を述べます。いずれも  
事実相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針に合致している  
ので、原案のとおり決定したいと思います。

議 長 これより、議案第 21 号農用地利用集積計画の決定についてを採決したいと思  
いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第 21 号農用地利用集積計画の決定につ  
いて(利用権設定)を採決いたします。

議 長 議案第 21 号農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を原案のと  
おり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よ  
って本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第 779 回湯川村農業委員会定例  
総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第 20 号 原案のとおり決定

議案第 21 号 原案のとおり決定

議 長 全議事の終了を告げ、令和 5 年 1 月 21 日午前 9 時 51 分閉会を宣言し  
た。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 5 年 1 月 20 日

湯川村農業委員会

会 長

3 番 委 員

4 番 委 員